

測定箇所のカテゴリ			測定対象		関連法令		関連規程			測定装置		測定		校正		測定装置台数 (川内原子力発電所の場合)			
敷地内外	エリア	水/空	大分類	小分類	名称	概要	名称	概要	規程において指定等されている規格	大分類	小分類	実施者	内容(方法)	実施者	内容(方法)				
内	周辺監視区域		空間	空間線量率	■炉規則 ■線量限度等告示	■周辺監視区域の線量限度	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③JEAG4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■民間規格であるJEAG4606-2003については、測定方法等を参照している	■文科省マニュアル「連続モニタによる環境γ線測定法」(①) ■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、③) ■Z 4325-2008 環境γ線連続モニタ(③)	モニタリングポスト	■電離箱検出器 ■NaI(Tl)シンチレーション検出器	■電気事業者 ■委託事業者	■文科省マニュアル「連続モニタによる環境γ線測定法」に準じて、敷地境界付近の空間線量率を測定 ■メーカーによる取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -放射線源を用いて校正	5台			
				積算線量	■炉規則 ■線量限度等告示	■周辺監視区域の線量限度			■文科省マニュアル「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線量測定法」(①) ■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、③) ■Z 4314-2002 蛍光ガラス線量計測装置(③)	積算線量計	■蛍光ガラス線量計	■電気事業者 ■委託事業者	■文科省マニュアル「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線量測定法」に準じて、周辺監視区域付近の積算線量を測定・評価 ■メーカーによる取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS登録・認定事業者が照射した蛍光ガラス線量計を用いて校正	2台			
	陸域	個人	外部被ばく線量	外部被ばく線量	■炉規則 ■線量限度等告示 ■電離計 ■測定方法	■放射線業務従事者の外部被ばくにかかわる線量限度 ■測定方法	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③原安技センター「被ばく線量の測定・評価マニュアル」 ④JEAG4610-2015「個人線量モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■原安技センター「被ばく線量の測定・評価マニュアル」については、測定方法等を参照している ■民間規格であるJEAG4610-2015については、測定方法等を参照している	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④) ■Z 4312-2013 X線、γ線、ベータ線及び中性子用電子式個人線量(率)計(④) ■Z 4331-2005 個人線量計校正用ファントム(④) ■Z 4332-2002 X線、γ線用個人線量計通則(④)	個人線量計	■電気事業者	■電気事業者	■関連規定、規格に準じて放射線業務従事者の外部被ばく線量を測定・評価 ■作業ごとの外部被ばく線量を管理するため、補助的に着用 ■メーカーによる取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS登録・認定事業者の2次標準器をもとに電気事業者の校正場で同事業者が値付けた校正装置にて校正	約1,000台			
					■炉規則 ■線量限度等告示 ■電離計 ■測定方法				■放射線業務従事者の内部被ばくにかかわる線量限度 ■測定方法	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③原安技センター「被ばく線量の測定・評価マニュアル」 ④JEAG4610-2015「個人線量モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■原安技センター「被ばく線量の測定・評価マニュアル」については、測定方法等を参照している ■民間規格であるJEAG4610-2015については、測定方法等を参照している	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④) ■Z 4314-2002 蛍光ガラス線量計測装置(④)	■蛍光ガラス線量計	■放射線測定サービス事業者	■関連規定、規格に準じて放射線業務従事者の外部被ばく線量を測定・評価	■放射線測定サービス事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下の方法で実施 -放射線測定サービス事業者にて校正	放射線測定サービス事業者が読み取り装置を所有(参考:蛍光ガラス線量計 約400個)	
					■炉規則 ■線量限度等告示 ■電離計 ■測定方法				■放射線業務従事者の内部被ばくにかかわる線量限度 ■測定方法			■4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	ホールボディカウンタ	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて放射線業務従事者の内部被ばく線量を測定・評価する ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下の方法で実施 -校正用ファントムを用いて校正	2台	
			■炉規則 ■線量限度等告示 ■電離計 ■測定方法	■放射線業務従事者の内部被ばくにかかわる線量限度 ■測定方法	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■プラスチックシンチレーション検出器 ■NaI(Tl)シンチレーション検出器 ■Ge半導体検出器	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて放射線業務従事者の内部被ばく線量を測定・評価する ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者			■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下の方法で実施 -校正用ファントムを用いて校正	2台						
			空間	空間線量率	■炉規則 ■線量限度等告示 ■測定方法	■管理区域の線量限度 ■測定方法	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③JEAG4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■民間規格であるJEAG4606-2003については、測定方法等を参照している	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②)	■Z 4324-2009 X線及びγ線用エリアモニタ(③)	エアリアモニタ	■半導体検出器	■電気事業者	■関連規定、規格に準じて放管理区域内の空間線量率を測定 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS登録・認定事業者の2次標準器をもとに電気事業者の校正場で同事業者が値付けた校正装置にて校正	約20台		
									■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②)	■Z 4333-2006 X線及びγ線用線量当量率サーベイメータ(③)	サーベイメータ	■電離箱検出器 ■NaI(Tl)シンチレーション検出器	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて放管理区域内の空間線量率を測定 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS登録・認定事業者の2次標準器をもとに電気事業者の校正場で同事業者が値付けた校正装置にて校正	約100台		
		積算線量		■炉規則 ■線量限度等告示 ■測定方法	■管理区域の線量限度 ■測定方法	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③JEAG4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■民間規格であるJEAG4606-2003については、測定方法等を参照している	■文科省マニュアル「熱ルミネセンス線量計を用いた環境γ線量測定法」 ■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、③) ■Z 4320-1995 熱ルミネセンス線量計測装置(③)	積算線量計	■熱ルミネセンス線量計	■委託事業者	■文科省マニュアル「熱ルミネセンス線量計を用いた環境γ線量測定法」に準じて、管理区域内の積算線量を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS登録・認定事業者の2次標準器をもとに電気事業者の校正場で同事業者が値付けた校正装置にて照射した熱ルミネセンス線量計を用いて校正	1台				
								■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②)	■Z 4329-2004 放射性表面汚染サーベイメータ(②)	■Z 4334-2005 放射性表面汚染モニタ校正用線源-β線放出核種(最大エネルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種(②)	■Z 4504-2008 放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種(最大エネルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種(②)	■プラスチックシンチレーション検出器	■電気事業者	■関連規定、規格に準じて、管理区域内及び放射線業務従事者等の表面密度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	7台		
								■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4329-2004 放射性表面汚染サーベイメータ(②)	■Z 4334-2005 放射性表面汚染モニタ校正用線源-β線放出核種(最大エネルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種(②)	■Z 4504-2008 放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種(最大エネルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種(②)	■GM管式検出器	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて、管理区域内及び放射線業務従事者等の表面密度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	約80台		
								■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4520-2007 ゲルマニウムγ線検出器の試験方法(②) ■Z 4601-2009 放射性ダストサンブラ(④) ■Z 4336-2010 放射性よう素サンブラ(④)	■排気筒ガスモニタ:プラスチックシンチレーション検出器	■電気事業者	■関連規定に準じて、排気口の放射性物質濃度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	4台				
		放射能測定	放射能測定	■炉規則 ■線量限度等告示	■排気口、排水口における放射性物質濃度限度 ■測定場所	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③旧原子力安全委員会「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」 ④JEAG4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■旧原子力安全委員会指針については、測定方法等を参照している ■民間規格であるJEAG4606-2003については、測定方法等を参照している	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4520-2007 ゲルマニウムγ線検出器の試験方法(②) ■Z 4601-2009 放射性ダストサンブラ(④) ■Z 4336-2010 放射性よう素サンブラ(④)	■Ge半導体検出器 ■液体シンチレーションカウンタ ■ZnS(Ag)+プラスチックシンチレーション検出器 ■2πガスフロー(2π検出器)	■委託事業者	■関連規定、規格に準じて、排気口の放射性物質濃度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	約10台				
								■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■NaI(Tl)シンチレーション検出器	■電気事業者	■関連規定に準じて、廃液中の放射性物質濃度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	2台				
	放射能測定		■炉規則 ■線量限度等告示	■排気口、排水口における放射性物質濃度限度 ■測定場所	①保安規定・社内基準 ②調達管理上の文書 ③旧原子力安全委員会「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」 ④JEAG4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」	■保安規定及び社内基準に測定項目、測定頻度、校正頻度を定めている ■校正については、委託事業者で行っており、調達管理上の文書に関連規格を記載している ■旧原子力安全委員会指針については、測定方法等を参照している ■民間規格であるJEAG4606-2003については、測定方法等を参照している	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Ge半導体検出器 ■液体シンチレーションカウンタ ■ZnS(Ag)+プラスチックシンチレーション検出器 ■2πガスフロー(2π検出器)	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて、廃液中の放射性物質濃度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	約10台					
							■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Z 4511-2005 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法(②、④)	■Ge半導体検出器 ■液体シンチレーションカウンタ ■ZnS(Ag)+プラスチックシンチレーション検出器 ■2πガスフロー(2π検出器)	■電気事業者 ■委託事業者	■関連規定、規格に準じて、廃液中の放射性物質濃度を測定・評価 ■納入メーカーの取扱説明書の内容に沿って使用	■委託事業者	■規格Z 4511-2005の記載内容に準ずるが、具体的には以下のいずれかの方法で実施 -JCSS標準付放射線源を用いて校正	約10台					

